



一般財団法人  
日本友愛協会

# 定款

平成23年4月1日

# 一般財団法人 日本友愛協会 定款

## 目次

### 第1章 総則

- 第1条 名称
- 第2条 事務所
- 第3条 目的
- 第4条 事業
- 第5条 事業年度

### 第2章 財産及び会計

- 第6条 財産の抛出
- 第7条 財産の種別
- 第8条 基本財産の維持及び処分
- 第9条 事業計画及び収支予算
- 第10条 公益目的支出計画の変更
- 第11条 事業報告、決算の承認及び公益目的支出計画実施報告等
- 第12条 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け
- 第13条 会計原則等
- 第14条 剰余金の分配の禁止

### 第3章 会員

- 第15条 会員

### 第4章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

- 第16条 定数
- 第17条 選任及び解任等
- 第18条 権限
- 第19条 任期
- 第20条 報酬等

#### 第2節 評議員会

- 第21条 構成及び権限
- 第22条 種類及び開催
- 第23条 招集
- 第24条 招集の通知
- 第25条 議長
- 第26条 定足数

- 第27条 決議
- 第28条 決議の省略
- 第29条 報告の省略
- 第30条 議事録
- 第31条 評議員会運営規程
- 第5章 役員及び理事会
  - 第1節 役員
    - 第32条 種類及び定数
    - 第33条 選任等
    - 第34条 理事の職務・権限
    - 第35条 監事の職務及び権限
    - 第36条 任期
    - 第37条 解任
    - 第38条 報酬等
    - 第39条 取引の制限
    - 第40条 責任の免除又は限定
  - 第2節 理事会
    - 第41条 設置
    - 第42条 権限
    - 第43条 種類及び開催
    - 第44条 招集
    - 第45条 議長
    - 第46条 定足数
    - 第47条 決議
    - 第48条 決議の省略
    - 第49条 報告の省略
    - 第50条 議事録
    - 第51条 理事会運営規程
- 第6章 名誉役員
  - 第52条 名誉会長、顧問、参与
  - 第53条 名誉会長、顧問、参与の職務
- 第7章 定款の変更、合併及び解散
  - 第54条 定款の変更
  - 第55条 合併等
  - 第56条 解散
  - 第57条 残余財産の帰属

- 第8章 委員会
  - 第58条 委員会
- 第9章 事務局
  - 第59条 設置等
  - 第60条 備え付け書類及び帳簿
- 第10章 情報公開、個人情報の保護
  - 第61条 情報公開
  - 第62条 個人情報の保護
  - 第63条 公告
- 第11章 補則
  - 第64条 委任

## 前文

鳩山一郎を創立者として友愛精神を基調とする友愛社会の実現及び青少年の健全育成を図るために設立された友愛青年同志会は、その目的達成の事業として、長野県軽井沢に開設した「友愛山荘」を中心にその運動を推し進めてきた。その後、昭和34年6月1日付けで財団法人日本友愛青年協会として認可をうけた。

この法人は、友愛の創立者鳩山一郎の意志を昇華発展させ、友愛社会の実現を目指し、青年及び社会人の積極的交流、人間と人間、自然と人間の共存共生をはかることを念願し創設するものである。

## 一般財団法人日本友愛協会 定款

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本友愛協会と称し、英文では J a p a n Y u a i A s s o c i a t i o n / J . Y . A . と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。  
2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 この法人は、友愛を基調として、内外の青年、社会人との交流を進め、人間と人間、自然と人間との共生をはかることにより友愛社会の実現と世界の平和に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会の人々への友愛の普及、啓発をはかり、心身の健全発達に資する場としての友愛山荘の運営
  - (2) 青少年の健全育成をはかる活動
  - (3) 国際交流活動とその支援
  - (4) 自然環境保護活動
  - (5) 文化芸術の振興
  - (6) 機関紙、パンフレットなどの刊行物、ホームページ等による情報発信
  - (7) その他、目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、日本国内および海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 財産及び会計

(財産の拠出)

第6条 設立者鳩山一郎ほか3名はこの法人のために別紙財産目録に記載された財産を拠出した。

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産はこの法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(公益目的支出計画の変更)

第10条 この法人は、公益目的支出計画の変更をしようとするときは、理事会の承認を経た上で、評議員会の承認を得、認可行政庁の認可を受けなければならない。

(事業報告、決算の承認及び公益目的支出計画実施報告等)

第11条 理事長は、法令の定めるところにより、毎事業年度終了後3ヶ月以内に事業報告書、貸借対照表、損益計算書及びこれらの付属明細書並びに公益目的支出計画実施報告書(以下「計算書類等及び実施報告書」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。

2 理事長は、法令の定めるところにより、計算書類等及び実施報告書を事務所に備え置き、法令の定めるところにより評議員及び債権者の閲覧等に供するとともに貸借対照表を公告するものとする。

3 何人も、この法人の業務時間内はいつでも、公益目的支出計画実施報告書について法令の定めるところにより閲覧の請求をすることができる。

4 この法人は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、計算書類等及び実施報告書を認可行政庁に提出するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、総理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般財団法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第14条 この法人は剰余金の分配は行わない。

### 第3章 会 員

(会員)

第15条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員

に関する規程による。

## 第4章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

(定数)

第16条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち1名を評議員長とする

(選任及び解任等)

第17条 評議員の選任及び解任は評議員選考委員会の決議により行う。

2 評議員長は評議員会で選任する。

3 評議員選考委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

4 評議員選考委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人。

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者。

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

5 評議員選考委員会に提出する評議員候補者は、理事会が推薦することができる。

6 評議員選考委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員会に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係。

(4) 当該候補者の兼職状況。

7 評議員選考委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

8 評議員選考委員会の運営に関し必要な事項は理事会において定める評議員選考委員会運営規程による。

(権限)

第18条 評議員は、評議員会を構成し、第21条第2項に規定する事項の決

議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

- 第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了する時までとする。
  - 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第16条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第20条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第2節 評議員会

(構成及び権限)

- 第21条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
    - (1) 役員の選任及び解任
    - (2) 役員報酬の総額
    - (3) 役員の報酬並びに役員及び評議員の費用に関する規程
    - (4) 定款の変更
    - (5) 各事業年度の事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の承認
    - (6) 公益目的支出計画の変更
    - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
    - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
    - (9) 残余財産の処分
    - (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項
  - 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第24条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。



(種類及び開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第23条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集の通知)

第24条 理事長は、評議員会の開催日の2週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。ただし、評議員長が出席できないときは評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第26条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第27条 評議員会の議事は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第28条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、

その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第29条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第30条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 評議員会の議長及び出席した理事は前項の議事録に記名・押印する。

(評議員会運営規程)

第31条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

## 第5章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(種類及び定数)

第32条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上8名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、3名以内を一般社団・財団法人法第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第33条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事より1名を副理事長、2名を常務理事に選定することができる。

5 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他のその理事と法令で定める一定の特殊の関係にある者の合計

数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 代表理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を認可行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第34条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、予め定めた順位により理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 理事長、副理事長、常務理事及びそれ以外の理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 6 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第35条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類等及び実施報告書等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告

すること。

- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 役員は、第32条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第37条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第38条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第39条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第51条に定める理事会運営規程によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第40条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第2節 理事会

(設置)

第41条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第42条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
  - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
  - (6) 第40条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結（種類及び開催）

第43条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 第35条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招 集）

- 第44条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
  - 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
  - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
  - 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 4 5 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 4 6 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第 4 7 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 4 8 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 4 9 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 3 4 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 5 0 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名・押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第 5 1 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

## 第 6 章 名誉役員

(名誉会長、顧問、参与)

第 5 2 条 この法人に名誉役員として名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

2 名誉会長および顧問はこの法人に功労のあった者、または広くこの法人の目的を達成するうえに貢献のあった者のうちから理事会において任期を定め、たうえで選任する。

3 参与は学識経験者またはこの法人の目的達成のために必要と認める者のうちから理事会において任期を定め、たうえで選任する。

- 4 名誉会長、顧問および参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために必要な費用の支払いをすることができる。

(名誉会長、顧問、参与の職務)

第53条 名誉会長、顧問および参与は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、助言し意見を述べることができる。

## 第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

- 2 前項の規程はこの定款の第3条、第4条、及び第17条についても適用する。
- 3 定款で残余財産の帰属に関する事項を定めたとき、又はこれを変更したとき、並びに定款でこの法人の存続期間若しくは解散の事由を定めたとき又はこれを変更したときは、遅滞なくその旨を認可行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第55条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

- 2 この法人が合併をしたときは、法令の定めるところにより、遅滞なく認可行政庁に合併をした旨を届け出なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

- 2 この法人が解散（合併による解散を除く。）をしたときは、遅滞なく認可行政庁に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により 認可行政庁の承認を受けて公益認定法第5条第17号に規定する者に帰属させなければならない。

## 第8章 委員会

(委員会)

第58条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、その諮問機関として委員会を設置することができる。



- 2 委員会の委員は、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 事務局

(設置等)

- 第59条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

- 第60条 事務所には、法令の定めるところにより次の書類及び帳簿を備え置くものとする。
- (1) 定款
  - (2) 財産目録
  - (3) 理事、監事及び評議員の名簿
  - (4) 認可、許可等及び登記に関する書類
  - (5) 定款に定める機関（評議員会及び理事会等）の議事に関する書類
  - (6) 事業計画書及び収支予算書
  - (7) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの付属明細書
  - (8) 公益目的支出計画実施報告書
  - (9) 監査報告書
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
    - 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第61条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第61条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第62条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものと

する。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第63条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 補 則

(委 任)

第64条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
  - (1) 井上 和子
  - (2) 萩原 直三
  - (3) 芳賀 大輔
  - (4) 福田 八州雄
  - (5) 谷藤 悦史
  - (6) 戸澤 英典
  - (7) 小川 巧次
  - (8) 大川 米子
  - (9) 近藤 純子
- 3 この法人の最初の代表理事は鳩山邦夫とする。
- 4 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。
  - (1) 鳩山 邦夫
  - (2) 鳩山 由紀夫
  - (3) 川手 正一郎

- (4) 鶴巻 克雄
- (5) 奥田 吉郎
- (6) 武田 紀念男

5 この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。

- (1) 奥住 壽
- (2) 長田 正太郎

6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

以上